

○財務省告示第三百四十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十三年九月八日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十三年十月六日

財務大臣 安住 淳

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその の条項及びそ の振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で百五億五千八百四十 万円	百六億五千四百四十八万四千 四百円	五十万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十三年九月八日	額面金額百円につき百円九十一 銭

十一

の経過利率
の払込み

(一) 年一パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
出した金額を第十八号に規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.1}{100 \times 365} \times 80$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十三年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2} \times 1$$

十四	第二	毎	年	六	月	二十	日	及	び	十	二	月	二十
後	の	利	子	以									
償	還	期	限										
償	還	金	額										
元	利	金	支										
払	場	所											
払	込	期	日										
十	十	十	十										
八	七	六	五										

毎
年
六
月
二十
日
及
び
十
二
月
二十
日
以
前
の
日
に
お
き
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

平
成
三
十
三
年
六
月
二十
日
日
本
銀
行
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

平
成
二
十
三
年
九
月
八
日